

【ドイツ】徴兵制を停止

海外立法情報課・渡辺 富久子

*ドイツの徴兵制(軍事役務)が、内外の状況の変化とともに見直され、2011年7月1日に停止された。徴兵制は廃止とせず、緊迫及び防衛事態に際して復活できるように、憲法上の規定は残される。代わって、志願兵制が導入された。同時に、徴兵拒否者が社会福祉施設等で行ってきた非軍事役務も停止となり、代わって、連邦ボランティア役務が導入されることになった。

徴兵制

ドイツでは、1956年に徴兵法が制定され、1957年から徴兵が実施されてきた。徴兵期間は、導入当初は12か月であったが、最長で18か月の時期(1962～1972)の後、漸次短縮され、2011年1月の最後の召集時には6か月となっていた。これまでに、総計840万人の男子が徴兵された。

徴兵制は主に国防のためであり、冷戦中の連邦軍には50万弱の兵士がいた。しかし、冷戦の終結以降、連邦軍の主な任務が、国防から紛争解決のための海外派兵へと移ってきた。これに伴い、ドイツ統一後は、連邦軍の規模は少しずつ縮小され、現在では25万人弱の規模となっている。

連邦軍の改革

上述の背景から、連邦政府は、2010年12月15日に、2011年7月1日からの徴兵制停止を盛り込んだ「連邦軍改革の骨子」を決定した。連邦軍改革案では、徴兵制は志願兵制に移行することとされ、軍人数及び文官数の削減案が表1のように示された。

(表1) 連邦軍改革で示された規模の削減案

	現在	改革後
軍人総数	245,000	185,000
(うち徴兵/志願)	56,000	15,000
文官数	75,000	55,000

出典：“Bundeswehr wird früher zur Freiwilligen-Armee”, *Süddeutsche Zeitung*, 16. Dezember 2010, S.5.等を参照して筆者作成。

改革案をとりまとめたグッテンベルク国防相はその後スキャンダルにより辞任したが、後任のデメジュール新国防相は、2011年5月19日に、前国防相の改革案をほぼそのまま引き継ぐ案を発表した。2011年1月以降、試験的に志願兵を募集したところ、志願者が少なかったため、志願兵の数は5,000～15,000人を想定するとされた。また、海外派兵は、現在の7,000人から10,000人に増やすこととされた。今後、駐屯地数の

見直しも行われる予定である。これらの計画は、連邦軍改革によって 2015 年までに 83 億ユーロの支出を削減するという目標を考慮したものである。

徴兵制から志願兵制へ

2011 年軍事法令を改正する法律(主要部分は 2011 年 7 月 1 日から施行)によって、徴兵法や軍人法等が改正され、徴兵制が停止された。徴兵制は廃止されず、緊迫及び防衛事態に際して復活できるように、憲法上の規定は残される。代わりに、志願兵制が導入された。これまでの徴兵制は男子を対象としていたが、志願兵制では男女ともに対象となる。期間は 12 か月～23 か月で、最初の 6 か月は試用期間である。志願兵は、1 年経過後には、海外に派兵されることも可能である。

志願兵には、役務に従事した期間に応じて 777.30～1,146.30 ユーロ/月の給与及び手当に加え、クリスマス手当(19.20 ユーロ/月)、退職金(76.80 ユーロ/月)が支払われ、これらはすべて所得税が免除される。また、宿泊、食事、医療、帰省は無償となるほか、原職復帰が保障されて兵役に従事することができる。外国への派兵に際しては、30～110 ユーロの日当が支払われる。連邦議会の審議では、十分な志願兵確保のために、引き続き広報を行い、職場としての魅力を高めるための検討を行わなければならないことが各党から指摘された。

連邦ボランティア役務の導入

徴兵制の停止に伴い、これまで良心的兵役拒否者が社会福祉施設等で行ってきた非軍事役務も停止となった。これまで非軍事役務の労働力を活用してきた社会福祉施設に影響を与えないよう、また、今後も若者が社会的な活動の機会を得られるようにするために、連邦ボランティア役務という制度が新しく導入された。連邦ボランティア役務を実施する法律によって、同役務に関する法律が制定されたほか、兵役拒否法や非軍事役務法等が改正された。主要部分は、5 月 3 日から施行されている。

非軍事役務は 1961 年に始まり、これまでに 250 万人の男子が携わってきた。2009 年には、9 万人の男子が非軍事役務を行った。連邦ボランティア役務には、年に 3 万 5 千人の参加を予定している。期間は、原則 1 年(最短 6 か月～最長 24 か月)で、義務教育を修了したすべての年齢層の男女を対象とする。ドイツには他にも、社会活動ボランティア年(FSJ)や環境保護ボランティア年(FÖJ)というボランティア制度がある。これらは州の管轄で、併せて 3 万 5 千人が活動する余地がある。連邦の制度による待遇と州の制度による待遇に差が出ないように、連邦は州の制度に対して補助を行う。

参考文献

- Gesetz zur Änderung wehrrechtlicher Vorschriften 2011 vom 28. April 2011 (BGBl. I S.678).
- Gesetz zur Einführung eines Bundesfreiwilligendienstes vom 28. April 2011 (BGBl. I S.687).
- Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/4803, 17/4821, 17/5239, 17/5249.